

高浜原発再稼働認めず

福井地裁が全国初仮処分

関西電力高浜原発3、4号機(福井県高浜町)の安全対策は不十分として、周辺の住民らが再稼働差し止めを申し立てた仮処分で、福井地裁(樋口英明裁判長)は14日、再稼働を認めない決定をした。仮処分で原発の運転を禁止する決定は全国初。決定はすぐに効力を持つ。関電は不服を申し立てるとみられ、主張が認められない限り再稼働できない。

2基は今年2月、九州電力川内原発(鹿児島県)に続き、政府が「世界で最も厳し」と強調する原子力規制委員会の審査に合格したが、司法はこれを事実上否定

する判断をした。11月の再稼働を想定し、地元同意の手続きに入っている関電のスケジュールに影響が出るのは必至。原発を「重要なベースロード電源」と位置付ける政府のエネルギー計画の見直しを求める声が上がっている。

住民らは、関電が想定する基準地震動(耐震設計の目安となる揺れ)を超える地震により、放射性物質が飛散する過酷事故に陥る可能性があるとして主張し、人格権が侵害されると訴えていた。

樋口裁判長は昨年5月にも福井地裁で、関電大飯原発3、4号機(福井県おおい町)の差し止めを命じる判決を言い渡しており、控訴審が係争中。住民らは12月、再稼働が迫っていると、高浜と大飯計4基の差し止め仮処分を福井地裁に申し立てた。大飯の2基の審理は分離された。



関西電力高浜原発の手前から3号機、4号機。2014年11月、福井県高浜町

用語

高浜原発3、4号機 関西電力が福井県高浜町に所有する原発。いずれも加圧水型軽水炉(PWR)で、出力はともに87万瓩。1985年に運転を開始。原子力規制委員会は安全対策が新規基準に適合するとする審査書を決定しており、関電は今年11月の再稼働を想定している。避難計画の策定が必要な半径30キロ圏には京都府舞鶴市や滋賀県高島市の一部も含まれる。

